

# 豊田市情報公開・個人情報保護審査会進行要領

令和4年10月31日(月) 午前10時  
南庁舎5階 南53会議室

## 1 開会

課長 | それでは、定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第9回豊田市情報公開・個人情報保護審査会を始めさせていただきます。  
委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席くださり、ありがとうございます。  
それでは、情報公開・個人情報保護審査会の開催に当たりまして、鋤柄会長から御挨拶をいただきたいと思います。

## 2 会長挨拶・日程説明

会長 | (鋤柄会長 挨拶)  
課長 | ありがとうございました。  
本日の審査会では、諮問第17号の審議を行っていただきます。  
それでは、以後の審議の議長は、豊田市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条の規定により、会長にお願いしたいと思います。鋤柄会長、お願いいたします。

## 3 審議

会長 | 今回は、1件の諮問に係る審議を行います。

### 諮問第17号

### 個人情報保護制度の法一元化に対応するための条例改廃について

会長 | 「諮問第17号 個人情報保護制度の法一元化に対応するための条例改廃について」です。  
最初に主管課である法務課から説明をしていただき、その後に意見交換を行いたいと思います。

<法務課職員 入室>

それでは、個人情報保護制度の法一元化に対応するための条例改廃につきまして、主管課である法務課から、概要の説明をお願いします。

主 管 課 (法務課職員 説明)

会 長 委員の皆さん、ただ今の説明について、何か御意見、御質問はございますか。

<質疑応答>

会 長 ほかに御意見等もないようですので、主管課の方は御退席ください。

<法務課職員 退室>

会 長 それでは、委員の皆さん、本件について、審議をお願いします。

<審議>

(おおむねの意見のとりまとめができた)

会 長 そろそろ、本件に関して意見の取りまとめを行いたいと思います。  
※本諮問に対する意見の取りまとめについては、審査会条例第18条第2項の規定に基づくものであることを踏まえて行っていただく。

「意見無しとします。」

又は

「●●の意見を付すこととします。」

#### 4 その他

会 長 本日の審議はこれで終了ですが、事務局から何かあればお願いします。

事 務 局 諮問第12号及び第13号につきまして、口頭意見陳述資料をお配りしております。次回の審査会において口頭意見陳述を実施いたしますので、内容を御確認ください。  
以上です。

#### 5 審査会の終了

会 長 ありがとうございます。  
本日の審議は、これで終了ですが、本日の審査会を通じて、何かご意見等ありましたらお願いいたします。

なければ、本日の審査会は、これで終わりにしたいと思います。進行を事務局にお返しします。

課

長

本日はどうもありがとうございました。

次回は11月28日(月)に予定しております。午前9時から東庁舎6階の教育委員会会議室での開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、大変お疲れ様でした。